

四国中央市水の官民連携（ウォーターPPP）発注支援業務公募型プロポーザルの実施について

四国中央市水の官民連携（ウォーターPPP）発注支援業務に係る受託者の募集及び選定に際し、次のとおり公告する。

令和8年5月1日

四国中央市長 大西 賢治



1 業務概要

(1) 業務名

四国中央市水の官民連携（ウォーターPPP）発注支援業務

(2) 業務内容

本業務は、上水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の健全な事業の継続を目指し、水の官民連携（ウォーターPPP）を導入するための最適な事業スキームを検討し、事業者を選定するための支援を行うものである。

(3) 履行期間

令和8年度 契約締結日の翌日から令和9年3月2日（火）まで

令和9年度 契約締結日の翌日から令和10年3月2日（木）まで

(4) 提案上限額

令和8年度 32,780,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和9年度 21,242,100円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

注 本公募は、予算措置の状況に応じて、速やかに業務を開始できるよう、年度ごとの契約を予定している。令和9年度契約分については、令和9年度予算成立後の契約となること、十分に留意の上応募すること。

2 参加資格

(1) 本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和7・8年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等又は業務委託）を提出している者又は令和8年5月13日（水）までに提出する者であり、参加表明書の提出期限までに入札参加有資格業者名簿に登載されているものであること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

ウ 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設

工事等入札参加資格停止措置要綱（平成16年四国中央市告示第35号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

カ 四国中央市暴力団排除条例（平成23年条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

キ 平成29年4月1日から公告の日の前日までに官公庁等が発注した上下水道ウォーターPPP導入可能性調査検討業務、上水道、工業用水道若しくは下水道管理・更新一体マネジメント方式検討支援業務、上水道、工業用水道若しくは下水道官民連携手法検討業務又は上水道、工業用水道若しくは下水道官民連携方式発注支援業務を元請けとして履行した実績を有する者であること。

ク 管理技術者及び照査技術者は、次に掲げる分野に応じそれぞれ定める要件（以下「各分野の要件」という。）のいずれにも該当するもの（直接的かつ恒常的に雇用している者に限る。）又は各分野の要件をそれぞれ満たす者を複数配置し、担当技術者は各分野の要件のうち、いずれかを満たすものを配置すること。

(ア) 上水道分野 技術士（総合技術監理部門「上水道及び工業用水道」）又は技術士（上下水道部門「上水道及び工業用水道」）の資格を有する者

(イ) 下水道分野 技術士（総合技術監理部門「下水道」）又は技術士（上下水道部門「下水道」）の資格を有する者

(2) 複数の事業者等により構成される共同企業体として本公募に参加する場合は、次に掲げる要件を全て満たす共同企業体とする。

ア 共同企業体を構成する全ての事業者は、上記(1)アからカまでの要件を全て満たす者であること。

イ 必ず共同企業体の代表者を定め、構成する全ての事業者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印した共同企業体構成表及び共同企業体協定書の写しを提出すること。その際、代表者印は契約時に使用するものと同一とすること。なお、共同企業体協定書の写しは、契約締結までに提出すれば足るものとする。

ウ 共同企業体においては、代表者が上記(1)キの要件を満たす者であること。また、共同企業体のうち1者以上が上記(1)クの要件を満たすものであること。

エ 共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。

オ 共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大とする。また、構成員の最低出資比率の最小限度については、構成員が2者の場合は当該企業体の総出資比率の10分の3以上とし、3者の場合は10分の2以上とする。

カ 本業務で結成された共同企業体の構成員は、当該業務における他の共同企業体の構成員になることはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単体で提案を行うことは認めない。

キ 参加表明書提出期限後は、共同企業体の代表者及び構成する事業者を変更する

ことはできない。

3 手続等

(1) 事務局

四国中央市水資源部下水道課

住 所 〒799-0413 四国中央市中曾根町25番地

電 話 番 号 0896-28-6230

F A X 番 号 0896-28-6463

電子メールアドレス gesuido@city.shikokuchuo.ehime.jp

(2) 企画提案実施要領の配布期間、場所及び方法

公告の日から令和8年5月15日（金）までの期間において、市公式ホームページ（<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>）からダウンロードすること。

(3) 参加表明書等の提出

公告の日から令和8年5月15日（金）まで（四国中央市の休日を定める条例（平成16年四国中央市条例第3号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間に上記(1)の事務局に持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の方法により提出すること。

(4) 企画提案書の提出

第1次審査の結果を通知した日の翌日から令和8年5月29日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に上記(1)の事務局に持参、書留郵便又は信書便の方法により提出すること。

4 選定委員会

本業務の受託者の選定に当たっては、四国中央市水の官民連携（ウォーターPPP）発注支援業務受託者選定委員会において、優先交渉権者を選定する。

5 随意契約に係る見積書の徴収

優先交渉権者との契約交渉において、契約締結に向けての協議を行い、本業務に係る見積書を徴収するものとする。優先交渉権者は、見積書の提出に当たり、詳細な見積内訳書を添付しなければならない。

6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (3) プロポーザルの詳細については、企画提案実施要領によるものとする。
- (4) プロポーザルの参加者が1者でもプロポーザルは、成立する。